

屋久島徳洲会病院 面会規程

1. 目的

本規程は、入院患者の療養生活の質の向上、患者の尊厳の保持および円滑な退院支援を図るため、入院患者と家族等との面会について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

当院は、入院患者にとって家族等との面会は、療養生活における安心や支えとなり、患者の尊厳の保持、療養生活の質の向上および円滑な退院支援につながる重要な機会であると考えます。

そのため、当院は、感染対策その他の正当な理由がある場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本とする。

なお、感染症の流行状況、患者の病状、医療・看護上の必要性等により、やむを得ず面会の方法、時間、場所等を調整する場合があります。その場合においても、必要以上に厳格な制限とならないよう配慮する。

3. 面会時間

面会時間は、原則として以下のとおりとする。

毎日 14 時 00 分～17 時 00 分

面会時間内であれば、面会時間の上限は設けない。

ただし、患者の休息、診療、処置、検査、リハビリテーション、食事、入浴その他の療養上の都合により、病棟スタッフから時間の調整をお願いする場合があります。

患者への負担を考慮して 30 分程度を推奨している。

4. 面会予約

面会の事前予約は不要とする。

ただし、病状説明、退院支援等のため医師等との面談を希望する場合は、別途予約が必要となる場合がある。

5. 面会人数

面会人数について一律の制限は設けない。

ただし、一度に多数の方が病室内に入るとは、患者の身体的・精神的負担や他の入院患者の療養環境への影響となる場合があるため、原則として一度に 4 名程度を目安とする。

なお、家族の集まりや遠方からの来島等、やむを得ない事情がある場合は、病棟スタッフへ相談すること。

6. 面会者

面会者は、患者本人が希望する家族、親族、友人、知人等を基本とする。

年齢による一律の面会制限は設けない。

ただし、小学生以下の児童については、感染対策、安全面および病棟環境への配慮から、原則として面会をご遠慮いただく。

なお、患者の状態や家族の事情等により、特別な配慮が必要な場合は、病棟スタッフへ相談すること。

7. 面会の手続き

面会者は、来院時に 1 階総合案内または 1 階受付で所定の手続きを行い、面会許可証を受け取り入館に必要な案内を受ける。

その後、病棟スタッフステーションで面会する患者の氏名を申し出る。

8. 面会場所

面会は、原則として患者の病室または病棟内の指定された場所で行う。

ただし、他の患者の療養環境やプライバシーに配慮し、病棟スタッフから場所の変更をお願いする場合がある。

他の患者の病室への無断入室は認めない。

9. 感染対策

面会者は、面会前後に手指衛生を行う。

発熱、咳、咽頭痛、鼻水、下痢、嘔吐等の感染症を疑う症状がある場合は、面会を控える。

また、感染症に罹患している場合や、感染症の流行状況等から感染拡大の可能性が高い場合は、面会を控える。

マスクの着用については、院内の感染対策方針に従うものとする。

患者の疾患や治療内容等により、病棟スタッフからマスク、手袋、エプロン等の感染防護具の着用をお願いする場合がある。

10. 面会中のお願い

面会者は、以下の事項を遵守する。

- 1) 患者の安静および療養環境に配慮する
- 2) 大声での会話や、他の患者の迷惑となる行為を行わない
- 3) 他の患者を無断で撮影したり、録音したりしない
- 4) 他の患者の個人情報を第三者へ漏らさない
- 5) 医療機器、点滴、チューブ類等に無断で触れたり、操作したりしない
- 6) 病院職員の許可なく、患者を病棟外へ連れ出さない
- 7) 病室内での飲食は、患者の治療・療養上の影響を考慮し、病棟スタッフへ確認

する

- 8) 院内での喫煙、飲酒は禁止する
- 9) 酒気を帯びた状態での面会は認めない
- 10) その他、病院職員からの指示があった場合は、その指示に従うこと

11. 面会を調整・お断りする場合

以下の場合には、患者の安全および療養環境を守るため、面会時間、面会場所、面会方法等の調整または面会をお断りする場合がある。

- 1) 患者の病状により、面会が治療・療養上好ましくないと医師が判断したとき
- 2) 診療、処置、検査、リハビリテーション等により面会が困難な場合
- 3) 患者が休息を必要としているとき
- 4) 感染症の発生または流行等により、感染拡大防止のため必要と判断した場合
- 5) 面会者に感染症を疑う症状があるとき
- 6) 他の患者の療養環境やプライバシーを著しく損なうことが予測される場合
- 7) 面会者が他者に対して暴力、威嚇、迷惑行為等を行ったとき
- 8) 面会者が病院職員の指示に従わない場合
- 9) その他、病院として安全な医療・療養環境を確保するために必要と判断した場合

ただし、面会を制限する場合は、その必要性を確認し、必要以上に厳格な制限とならないよう配慮する。

12. 重症・終末期等の患者への面会

重症、急変、終末期、看取り等の患者については、患者本人および家族の状況を考慮し、通常的面会時間以外であっても、必要に応じて面会を認めることがある。

また、遠方から来院する家族等についても、患者の状態や家族の事情を考慮し、柔軟に対応する。

13. 患者本人の意思の尊重

面会については、患者本人の意思を尊重する。

患者本人が面会を希望しない場合や、特定の者との面会を希望しない場合は、その意思を尊重する。

また、患者の個人情報保護およびプライバシー保護の観点から、面会者への患者情報の提供については、当院の個人情報保護に関する規定に従う。

14. 特別な事情への対応

家族構成、遠方からの来院、終末期、患者の心理的・社会的状況その他の事情により、本規程の一律の運用が患者にとって不利益となる場合は、患者・家族の事情を十

分に考慮し、病棟責任者、医師等が協議の上、柔軟に対応する。

15. 規程の見直し

本規程は、感染症の流行状況、医療・看護提供体制、患者・家族の意見、社会情勢および関係法令・診療報酬制度等を踏まえ、必要に応じて見直す。

特に、面会制限を実施した場合は、その必要性、期間および内容について検証し、適切な時期に解除または緩和する。

16. 周知

本規程は、院内掲示、病院ホームページその他の方法により、患者および家族等に分かりやすく周知する。

附則

本規程は、令和8年6月1日から施行する。